

令和7年度事業計画（案）

うるま市交通安全推進協議会では、交通安全運動を各関係機関・団体及び地域住民が一体となった市民運動として定着するよう努め、地域や職場で交通安全思想の高揚とその実践が図られるよう気運を高め推進する。

1. 交通安全運動の実施

すべての人に交通安全思想及び交通道德の普及を徹底し、交通ルールの遵守とマナーの実践を習慣づけ、交通事故防止のために安全運動の強化を図ることを目的とする。

(1) 年間における交通安全運動

運動の名称	期間	実施方針
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火) 10日間	沖縄県交通安全推進協議会が定める実施要項に準じて実施した。
交通事故死ゼロを目指す日	① 4月10日(木) [うるマルシエ] ② 9月30日(火) [予定]	交通安全に対する更なる意識の向上を図り、交通事故死傷者数の減少を図る。
夏の交通安全県民運動	7月11日(金)～7月20日(日) 10日間 [予定]	沖縄県交通安全推進協議会が定める実施要項に準じて実施する予定。
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火) 10日間 [予定]	〃
年末・年始の交通安全県民運動	12月21日(日)～1月4日(日) 15日間 [予定]	〃

(2) 年間における交通安全運動の実施内容

実施事項	実施内容
広報活動	① 広報紙(広報うるま)及びLEDビジョンへの掲載 ② 広報車による広報巡回 ③ 広報ポスター、チラシの配布、立て看板、懸垂幕、横断幕の掲示 ④ 交通安全運動出発式の実施
街頭活動	① 関係団体による朝の街頭交通指導(市内主要交差点) ② 市職員による登下校時に見守りパトロールを行う。 ③ 両地区交通安全協会・関係団体等と協力し、市内主要箇所ではチラシ等を配布し、交通安全を呼びかける。 ④ うるま警察署・うるま地区交通安全協会・石川警察署・石川地区交通安全協会・更生保護女性会と協力し、毎月1日(平日のみ)庁舎前で来庁者へ声かけしチラシ等を配布する。

2. 地域と連携した交通安全対策の実施

交通安全に関する相談や要請等を受け、市及び関係機関等との協議を行い、注意喚起の看板等を自治会へ提供する。

3. 交通安全教育等の推進

警察・交通安全協会と協力し、自治会・老人会などの団体にチラシなどの資料を提供する。